

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 4 月 27 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

I 令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和3年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	63	61	2	0
指導事項	79	79	0	0
検討事項	1	0	1	0
計	143	140	3	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年3月31日及び4月5日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和3年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
管財課	<p>岐阜地域内の職員宿舎の施設管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 令和2年4月1日及び令和3年4月1日に、岐阜地域内の職員宿舎10棟の防火管理者である管財課長に異動があったにもかかわらず、確認時点（令和3年8月3日）において、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第2項の規定により当該建物の所轄消防署長への届出が行われていなかった。</p> <p>2 管財課長は、上記宿舎10棟について、消防法施行令（昭和36年政令第</p>	<p>1 令和3年4月1日付けで管財課長の職に任命された者を防火管理者として同年8月24日に所轄消防署長に届け出た。</p> <p>今後、管財課長の職にある者に異動があったときは、直ちに岐阜県防火管理者規程（昭和36年岐阜県訓令甲第18号）第6条第1項の規定による総務部長への報告を行うとともに、新管財課長にある者を防火管理者として所轄消防署長に届け出ることとする。</p> <p>2 防火管理者が作成し、届け出た消防計画において、各宿舎の自衛消防の組織の長が、訓練の実施予定日の</p>

	<p>37号) 第3条の2第2項に規定する消防計画に基づく訓練を実施する義務があるが、訓練の実施を各宿舎の居住者に任せたまとし、訓練実施の有無や実施内容の把握をしていなかった。</p> <p>3 上記職員宿舎10棟のうち4棟において、消防法施行令第3条の2第2項に規定する消防計画に基づく訓練が行われていなかった。</p>	<p>20日前までにその日時及び内容を防火管理者に報告するとともに、防火管理者が所轄消防署長に事前通報することとした。</p> <p>今後は、毎年10月頃、各宿舎の自衛消防の組織の長に対し、訓練の実施及び事前報告について周知徹底することとする。</p> <p>3 消防計画に基づく訓練を実施する義務のあるすべての宿舎が令和4年3月までに訓練を実施したことを確認した。</p>
--	---	---

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
揖斐土木事務所	<p>河川占用料の収入事務において、同年度中の2回目の変更許可に当たり、2回目変更後の占用料総額から1回目変更後の占用料総額を減じた額を占用料として追加徴収していたが、2回目変更後の占用料総額の算定に当たり、1回目の変更許可で追加された物件に対する占用料を、月割で8か月分計上すべきところを誤って1年分計上したため、1件110円を過大に徴収していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。一層の徹底を図られたい。</p>	<p>令和4年1月7日(金)に占有者に対して、占用料の過徴収の事実、てん末及び返還の旨を電子メールで通知し、了解を得た。</p> <p>令和4年1月7日(金)に同様の誤りを防ぐため、許可申請審査時に添付するチェック表の内容を見直し、特に変更申請時の占用料の計算やチェックについて、より具体的に確認ができるよう記載を修正した。</p> <p>令和4年3月25日(金)に過大に徴収していた110円を還付した。</p>

(2) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
管財課	<p>現地機関等の使用に係る建物(以下「防火対象物」という。)を管理する機関の長(以下「所属長」という。)は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条で定める資格を有する者を防火管理者として定めなければならない。そして、岐阜県防火管理者規程(昭和36年訓令甲</p>	<p>令和4年3月28日付けで防火管理者選任手続について通知し、適時に適切な者が防火管理者に充てられるよう、必要な体制を整備した。</p> <p>防火管理者が人事異動となった場合の具体的手続や指定者が欠けた場合における他者の指定について周知するとともに、指定者以外の管理職においても、防火管理講習を受講するなど、積</p>

第18号。以下「規程」という。)第4条第1項では、同項の別表に掲げる職にある者(以下「指定者」という。)をもって防火管理者に充てることとしている。また、所属長は、防火管理者を定めたときは、消防法第8条第2項の規定により、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

しかし、13機関について調査したところ、指定者の人事異動と同時に防火管理者の変更の届出を行っていた機関はなく、中でも、そのうち8機関は、指定者に人事異動があった後、3か月以上の長期にわたり届出を行っていなかった。

防火管理者に必要な資格は、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長等が行う防火管理に関する講習(以下「講習」という。)の受講などにより取得できる。上記の8機関では、新任指定者が当該資格を有しておらず受講の必要があったが、講習の開催時期が遅い又は講習に申し込むも定員に達しており受講できなかったなどの理由により、届出が遅れていた。届出が行われるまでは、前任の指定者が引き続き防火管理者となるが、上記の8機関の中には、前任の指定者の退職、美濃市から岐阜市への異動といった遠方の機関への指定者の転任など、防火管理者に求められる役割を果たすことが困難な状況となっていると認められる機関も見受けられた。

規程第4条第2項は、指定者が欠けた場合や指定者が当該資格を有しない場合に、知事が防火管理者を別に指定する旨を規定している。また、規程第6条第1項は、所属長は指定者に異動があったときは、新任指定者の当該資

極的に防火意識の向上に努めるよう依頼した。

また、管財課における対応策として、防火管理者が着実に選任されるよう、選任状況について毎年度定時調査を実施し、所管所属に対して報告を求めることとした。

格の有無等について直ちに総務部長に報告しなければならないとしている。さらに、同条第2項は、所属長は消防法第8条第2項に定める届出をした場合は、その旨を直ちに総務部長に報告しなければならないとしている。こうした規定を活用すれば、新任指定者が当該資格を有しない場合等には、速やかにその状況を把握し、新任指定者が当該資格を取得するまでの間は他の適格な者を防火管理者として指定するなどの方策を執ることも可能だったと考えられる。

しかし、規程第6条に定める報告は、所属長に当該規定に係る十分な認識がなく行われておらず、県有施設の管理に関する総合的な調整を行う役割のある管財課も長期にわたって同報告が行われていない状況を看過しており、規程第4条第2項の規定により防火管理者の指定は行われてこなかった。

上記の事態は庁舎管理上、適切とは認められない。管財課は、適時に適切な者が防火管理者に充てられることとなるよう、必要な体制の整備について検討されたい。